

社会保険庁の組織・業務等について

1.	社会保険庁の概況について	1
2.	国民年金の適用・徴収業務について	6
3.	厚生年金の適用・徴収業務について	13
4.	年金の裁定及び支払業務について	21
5.	年金相談体制の概要について	22
6.	年金記録問題について	23
7.	サービススタンダードについて	40
8.	政管健保における特定健康診査等について	46

平成20年3月5日
社会保険庁

社会保険庁の業務の概要

○ 年金保険事業

・ 厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・ 国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

○ 政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

（注）平成20年10月からは、全国健康保険協会に業務が移管される（適用・徴収業務は社会保険庁（日本年金機構設立後は同機構）において行う。）。

○ 船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

（注）日本年金機構の設立後は、職務上疾病、年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合し、職務外疾病部門及び船員保険独自給付部門は、全国健康保険協会に移管される（適用・徴収業務は日本年金機構において行う。）。

社会保険庁の事業の規模

(平成18年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
厚生年金	3,400万人	168万か所	21兆円	22兆円
国民年金	3,200万人	—	2兆円	15兆円
政管健保・船員保険	3,600万人	155万か所	7兆円	4兆円

(注1) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成18年度末現在。

(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

(注4) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

(注5) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

社会保険庁の組織及び人員の基本的事項（平成18年度末）

- 平成18年度における社会保険庁の職員数は、28,600人(常勤職員17,100人、非常勤職員11,500人)。
- 本庁（社会保険業務センター及び社会保険大学校を含む。）に1,100人、地方社会保険事務局に6,500人、社会保険事務所に21,000人が配置。

※ 人員数については、地方支分部局は100人単位の概数



本庁（東京・霞ヶ関）
 常勤職員 17,100人
 非常勤職員 11,500人

社会保険事業運営に関する企画・立案、地方支分部局が行う業務の指導等

常勤職員 296人
 非常勤職員 41人



社会保険業務センター（東京・高井戸及び三鷹）

被保険者の記録管理、年金支払業務、システム運用、年金相談

常勤職員 589人
 非常勤職員 144人



社会保険大学校（千葉・白井市）

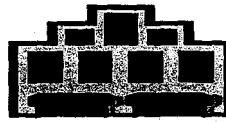
社会保険の事務に従事する者に対する研修

常勤職員 21人
 非常勤職員 4人

地方社会保険事務局（47カ所）

管轄区域（都道府県）内の事務に関する企画・立案、都道府県単位の集約事務処理、社会保険事務所の監督等

常勤職員 3,600人
 非常勤職員 2,900人

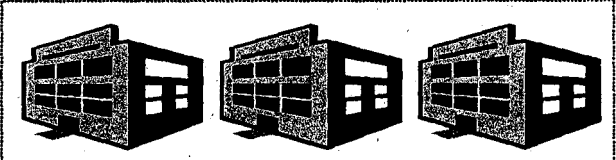
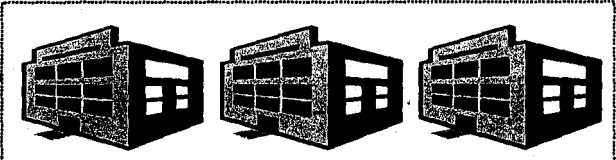
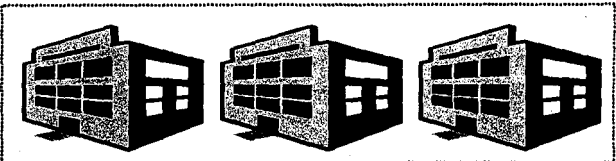


年金電話相談センター（23カ所）

社会保険事務所（312カ所）

適用・徴収・裁定事務、保険証・年金手帳の作成・交付、年金相談の実施等

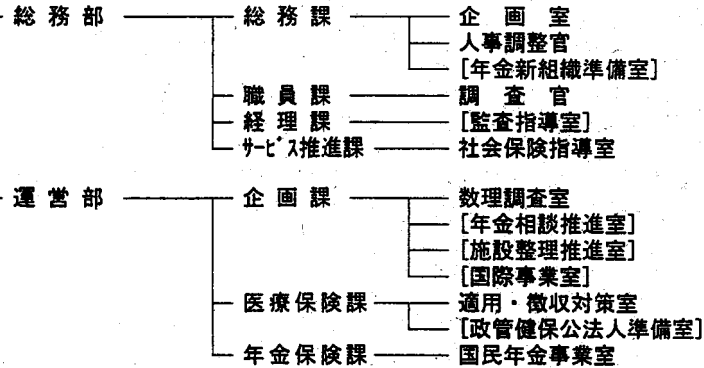
常勤職員 12,600人
 非常勤職員 8,400人



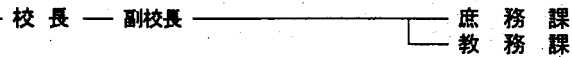
年金相談センター（55カ所）

施設等機関

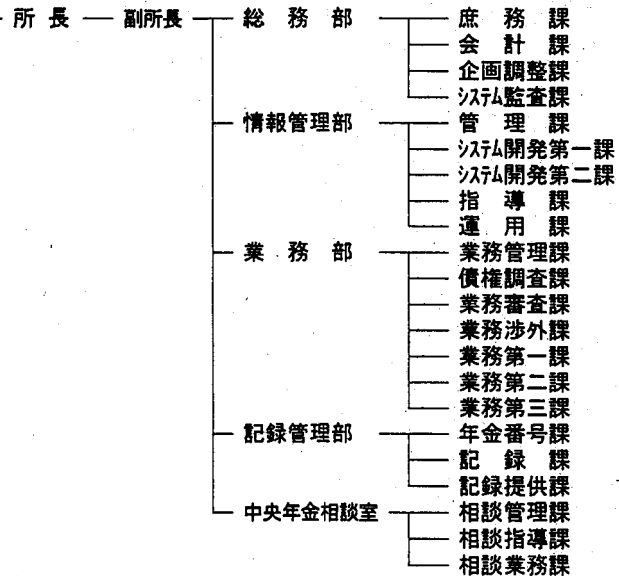
社会保険庁
長官



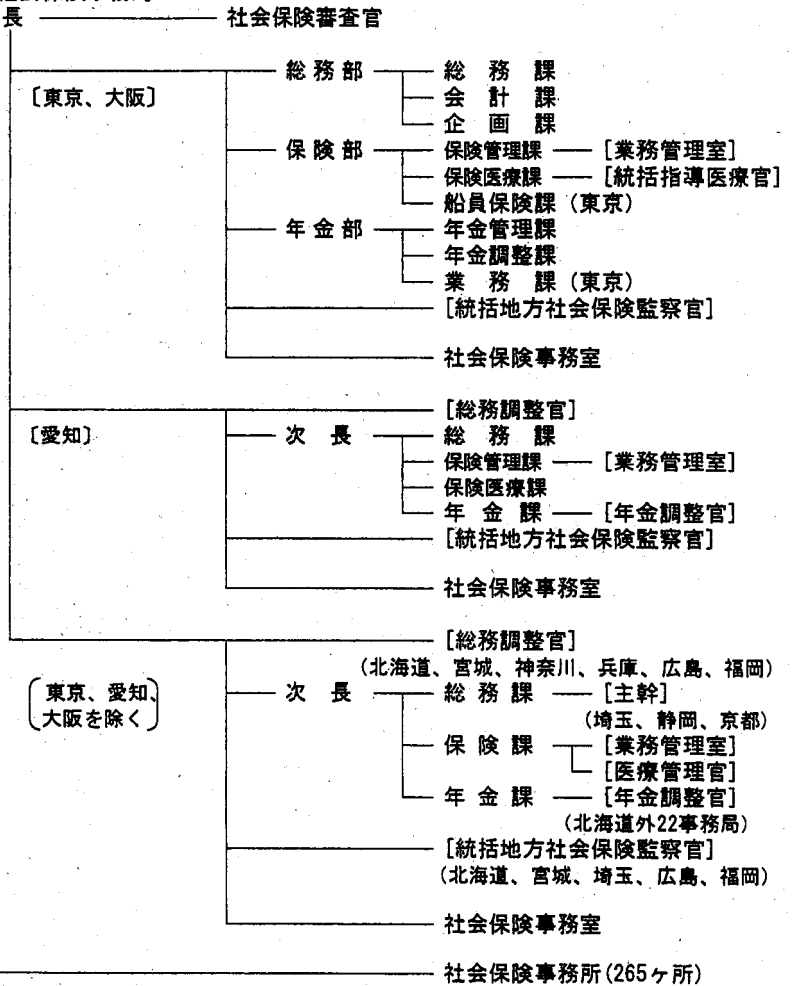
(施設等機関)
社会保険大学校



(施設等機関)
社会保険業務センター



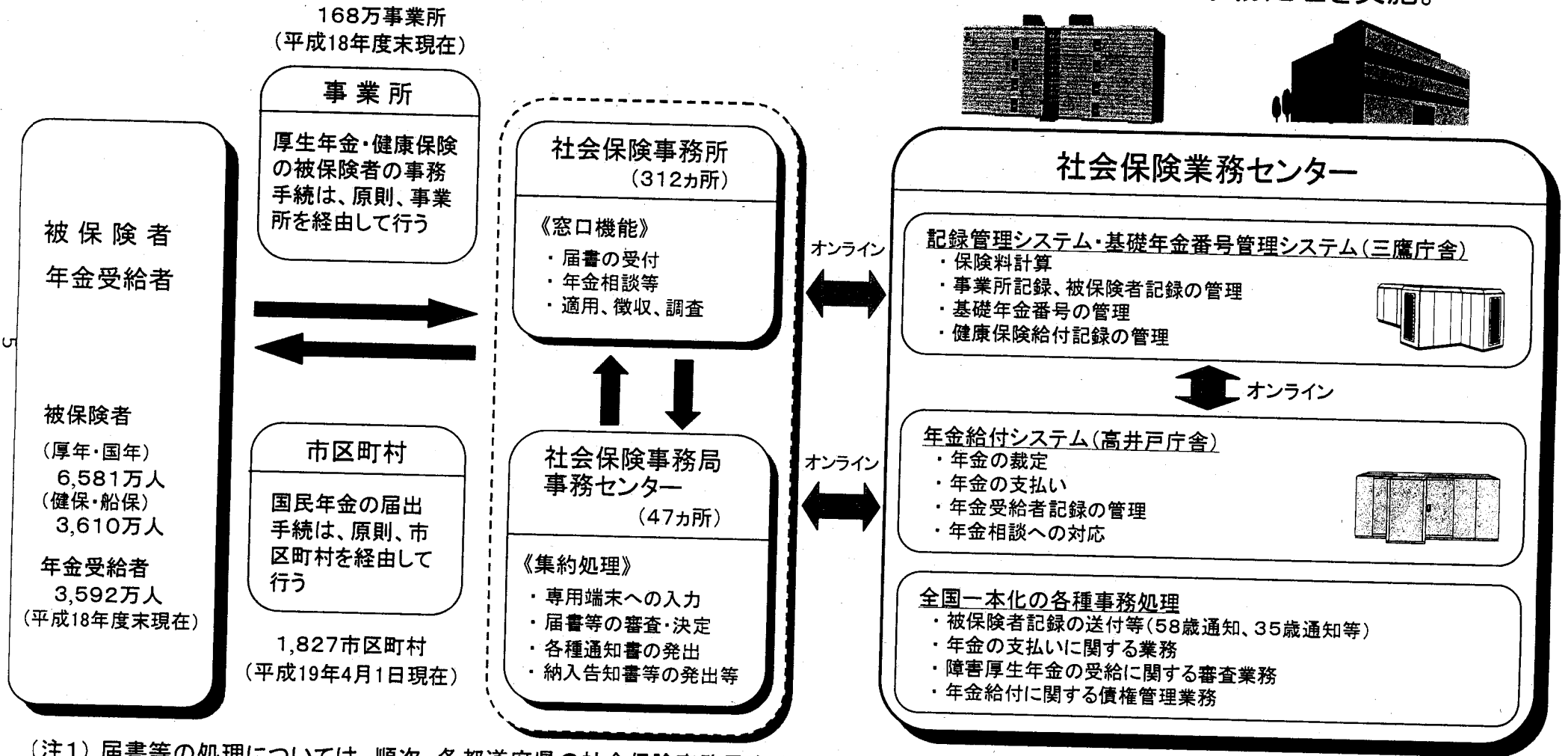
(地方支分部局)
地方社会保険事務局
局長



(注)「社会保険事務局(47カ所)」は、平成12年に、それまで地方事務官制で都道府県の組織であった保険課、国民年金課を国の組織の社会保険事務局に改めた際に、組織が増えないようにする観点から、各都道府県ごとに1つの社会保険事務所を社会保険事務局内に取り込んだ組織としたことに由来するもの。公の名称としては、社会保険事務所と称している。

社会保険業務の実施体制の概要

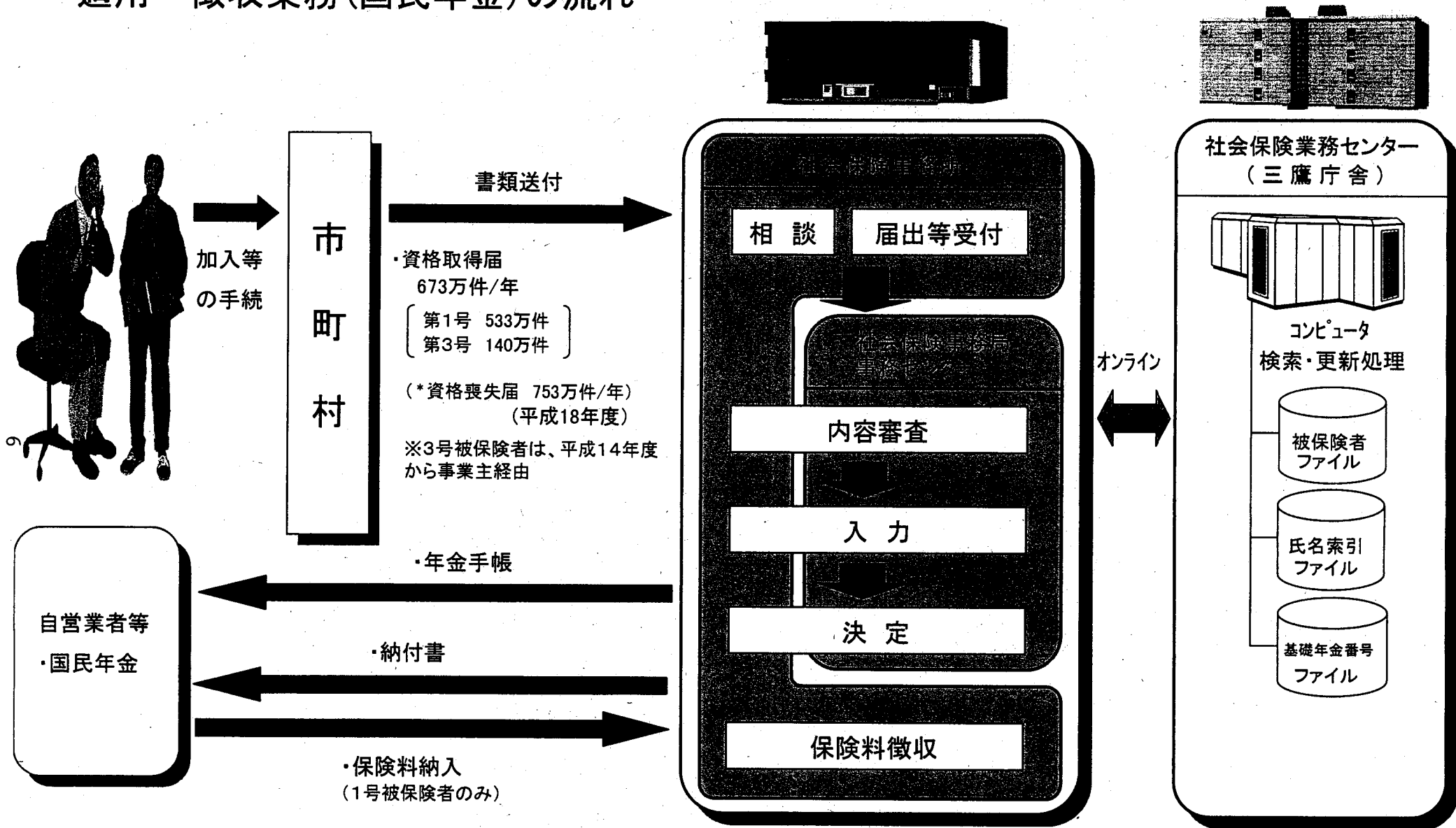
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、平成21年度から23年度にかけて順次実施することとしている。

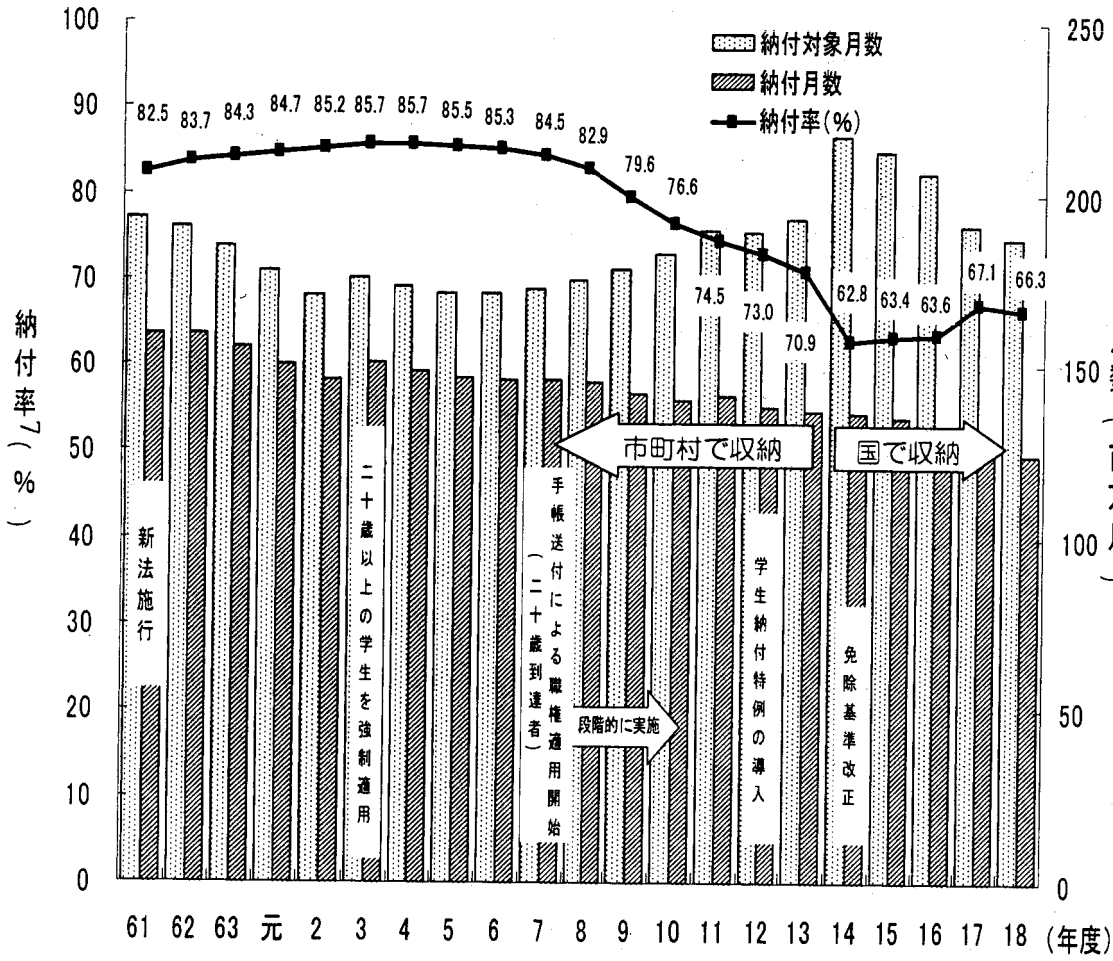
適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

(注2) 社会保険事務所における保険料の現金収納の事務の見直しを検討する。

国民年金保険料の納付状況



平成18年度の納付率は、66.3%
(対前年度比△0.8%)

納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

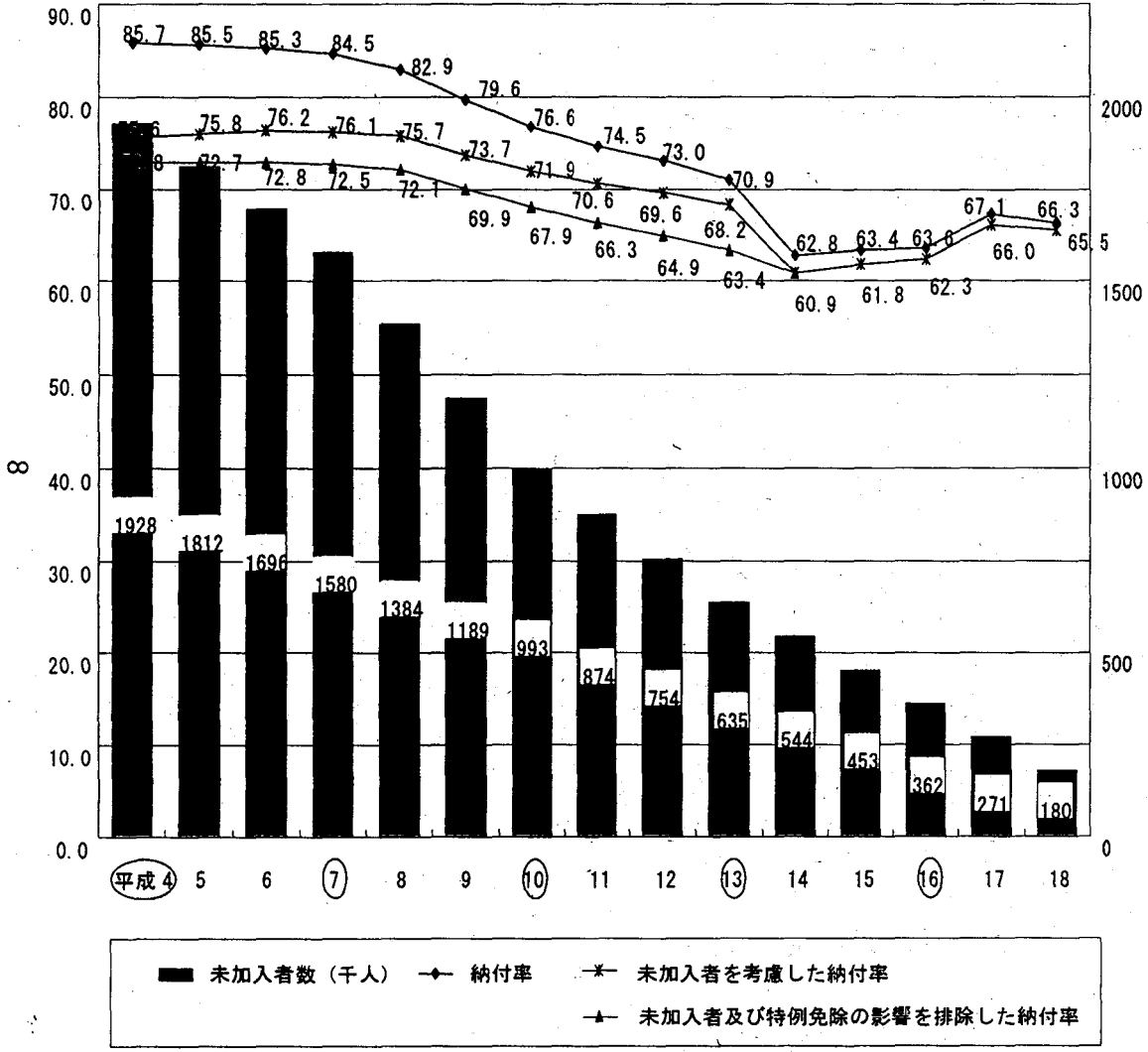
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付
 (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析

未加入者及び免除者を考慮した納付率



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

- ① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少
 - (注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

- ② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)
 - (例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

- ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。
 - (注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

- 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり
 - 未加入者の影響を排除 → **73.7%**
 - 未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
(口座振替率)
16年度末 17年度末 18年度末
37% → 40% → 40%
651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
(利用状況)
16年度 17年度 18年度
347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
(利用状況)
16年度 17年度 18年度
7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

- 催告状(手紙)
H17年度 3,418万件
H18年度 1,863万件
- 電話
H17年度 823万件
H18年度 545万件
- 戸別訪問(面談)
H17年度 1,774万件
H18年度 1,627万件
- 集合徴収(呼出)
H17年度 1,952万件
H18年度 1,143万件

質の向上
効率化

強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60万件実施可能な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
(17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

- 免除や学生納付特例(学生の間保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
 - 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
 - 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
 - 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
 - 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
 - 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の推進

- 平成18年度より、所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール等を明確にして納付督促等を実施。
- 平成19年度においては、18年度を取組を全国に定着させるとともに、未納者属性を更に細分化するなど、工夫した対策を実施することにより、納付月数の増加及び免除等の申請の取得に取り組んでいる。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

